

完全生産品の解釈

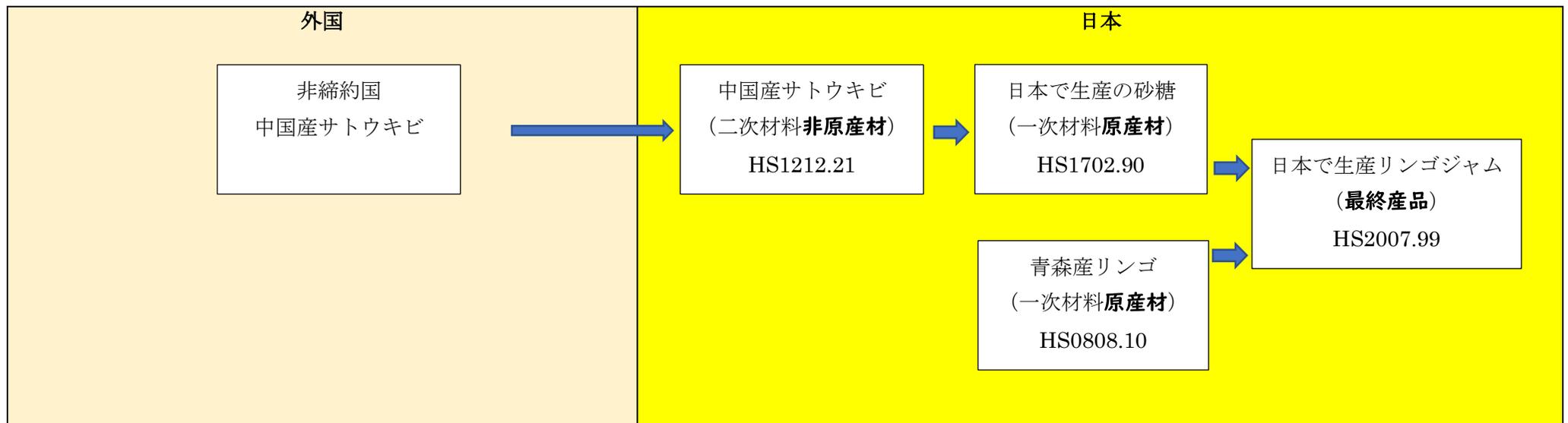
「リンゴジャム」を例として

「リンゴジャム」の原産性の認定は、WO も、PE も、PSR（例えば CTC ルールで、1702.90 砂糖→2007.99 ジャム）も、その材料が「原産材」か「非原産材」かにより、いずれもあり得ます。WO の見極めは、「締約国のみで完結する生産」とか「締約国のみが関与する生産」とかが、その判断基準と捉えます。

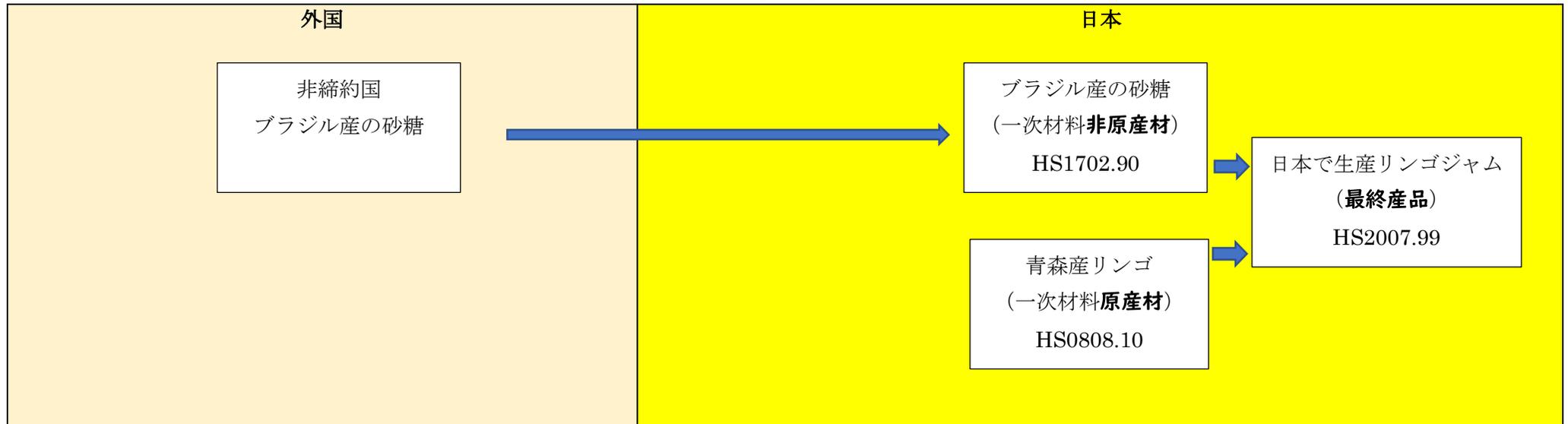
WO の例



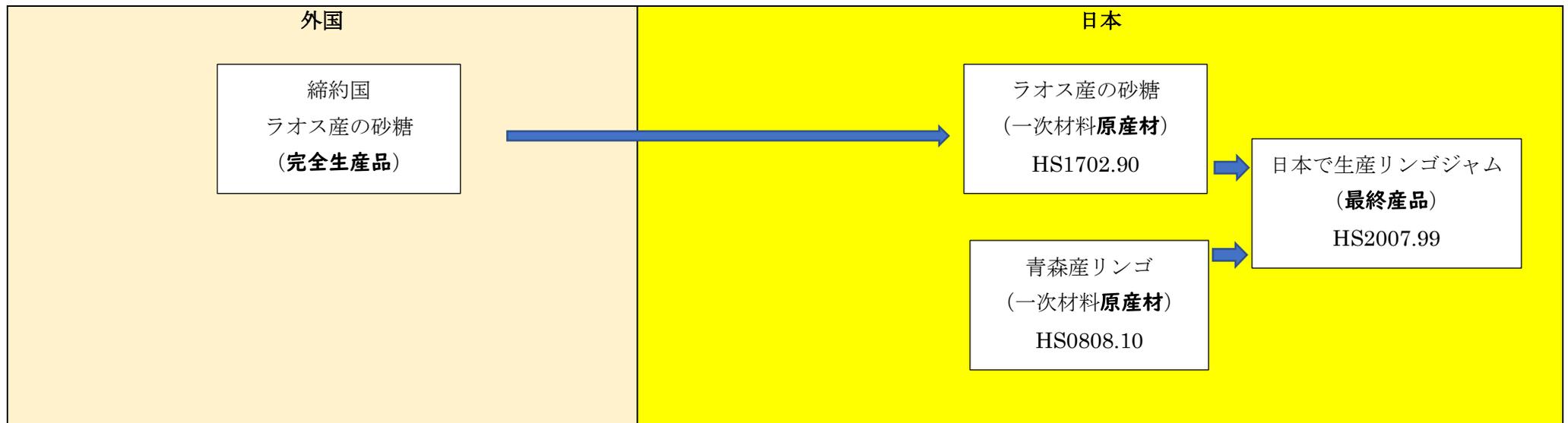
PE の例



PSR(CTC)の例



ところで、以下の場合 WO か PE か？



なお、ラオスとは、「日・ASEAN 包括的経済連携協定」のみで、二カ国間では EPA は結ばれていない。

長光の解釈: EPA において、日メキシコ EPA 及び TPP11 の場合は WO で、それ以外は PE と考える。したがって、上のラオスの例では PE と解する。なお、日 EU・EPA は「締約国原産品※」の概念のため「Iカ国※」とは「EU 構成国全体※」をいう (※下述参照)。

参考：

・材料の三つのカテゴリー

(a)完全生産品 **WO**：材料をどこまで遡っても原産材料のみ

(b)原産材料のみから生産される製品 **PE**：一次材料は全て原産材料だが、二次、三次材料…と遡っていくとどこかで非原産材料が出てくる

(c)実質の変更基準を満たす製品 **PSR**：一次材料のうち少なくとも1つは非原産材料

※一次材料・・・製品に直接使用される材料。二次材料・・・一次材料の材料。(出所：日本関税協会「2. 原産地基準（原産品とは）」P.17 抜粋加筆 https://www.kanzei.or.jp/tokyo/tokyo_files/pdf/other/zeikan20170616_3b.pdf)

・**砂糖**についての基礎知識「白砂糖の主成分はスクロース（ショ糖）と呼ばれ、これはブドウ糖と果糖の両方で構成されています。主な原料はサトウキビやテンサイです。」(出所：アクセス・ジャパン「砂糖の輸入方法」https://www.acj2002.co.jp/blog/2021/03/03/sugar_import/)

・**完全生産品**：生産のための全ての材料に、協定締約国（**1カ国**※）のみが関与する場合。

ここで、「**1カ国**※」とは、「**日メキシコ EPA** の場合は日本を含む**両締約国**、**TPP11** の場合は**日本を含む一又は二以上の締約国**、**日 EU・EPA** の場合は **EU 構成国全体**を指す。**日アセアン EPA** の場合は、「多国間協定であるアセアン包括(A J C E P)協定においては締約国すべてを一つの範囲とするのではなく、**締約国単位**で捉えている。」(出所：税関「我が国の原産地規則～EPA 原産地規則（詳細）～2021年4月」P.12 抜粋 https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa_roo.pdf)

なお、「アセアン包括協定における締約国とは同協定が効力を生じている国をいう(日本も含まれ、また、単にASEAN加盟国であるというだけでは締約国とはならないが、2018年12月現在、ASEAN加盟国全てが締約国となっている。)。なお、アセアン包括協定において、『同協定の下では「日アセアン原産」という概念がある』というイメージを持ってしまいがちだが、これは誤りである。協定においては「日アセアン原産」という概念は規定されておらず、単にアセアン包括協定の下での「マレーシア原産品」、「ベトナム原産品」、「フィリピン原産品」等という概念が存在するだけである」(出所：東京税関「EPA 原産地規則マニュアル令和3年4月」PP.2-3 抜粋加筆 <https://www.customs.go.jp/roo/origin/epa.pdf>)

・「**締約国原産品**※」と「**協定原産品**」の概念については、前掲税関「我が国の原産地規則マニュアル」P.18より抜粋の下図参照。

